

## 8 - ① 「教育研究等の環境整備に関する方針」

制定 2020年12月2日

改訂 2023年10月1日

東海大学は、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、多様な学生の学修効果の向上ならびに、教員の教育・研究機能の向上を図るために、教育研究等の環境整備に関する方針を次のとおり定める。

### 〈施設・設備〉

1. 大学設置基準に従い、教育・研究上必要かつ十分な校地、校舎を配置するとともに、施設・設備の安全性、利便性及び環境性能の改善に努める。
2. 学園マスタープランで定められた中長期的なキャンパスの全体構想に基づき、計画的、経済的及び調和的な施設・設備の整備を進める。

### 〈情報環境〉

1. 情報システムの適切な管理運営を図り、常に最善の情報環境の整備に努める。
2. 高度化及び多様化する情報環境に潜在するリスクを分析・評価し、情報システムの安全性を担保する。

### 〈図書館〉

東海大学付属図書館資料収集規程に基づき、図書、雑誌及びその他の媒体による、学術・文化情報を系統的・機能的に収集するとともに、多様化する利用者の需要に対して、常に最適な学術・文化情報サービスを提供する。

### 〈研究環境〉

1. 大学における研究活動の高度化と活性化のために、学内外の競争的研究費獲得支援制度、共用研究機器等の研究環境整備及び、研究補助人材制度等の整備と充実を図る。
2. 研究成果の社会への還元や社会連携活動を効率的に推進するために、知的財産等に関わる組織的及び人的支援体制を整備する。

以上